

つながり ささえあう みんなの地域づくり

歳

末

た

す

け

あ

い

運

動

〔 募金期間：平成 30 年 12 月 1 日（土）～12 月 28 日（金） 〕

歳末たすけあい運動とは？

毎年 12 月に「共同募金運動」の一環として、地域の社会福祉協議会が中心となって実施しています。
お寄せいただいた募金は、地域に根ざした福祉活動を進めるために、全額が墨田区内の福祉のために活用されています。皆さんのご協力をお願いいたします。

募金の使いみち

＜次のような事業に活用させていただいています＞

- 区内の在宅で生活されている重度の障害がある方への「在宅重度障害者歳末見舞金」
- 住民の支え合い活動として地域の見守り・声かけ活動などを行っている「小地域福祉活動」、地域の縁側として誰もが気軽に集まれる「ふれあいサロン」への助成
- 町会・自治会に対する地域福祉活動の支援のための助成
- 地域に根ざしたボランティア団体や福祉施設・団体の行事や活動への助成
- 障害の有無に関わらずおもちゃで遊ぶことができる「おもちゃサロン」への助成
- 区内に在住している75歳以上のご希望の方へ贈呈する杖の購入 など

【お問合せ】

社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

〒131-0032

墨田区東向島 2-17-14 すみだボランティアセンター1 階

TEL 03-3614-3900

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

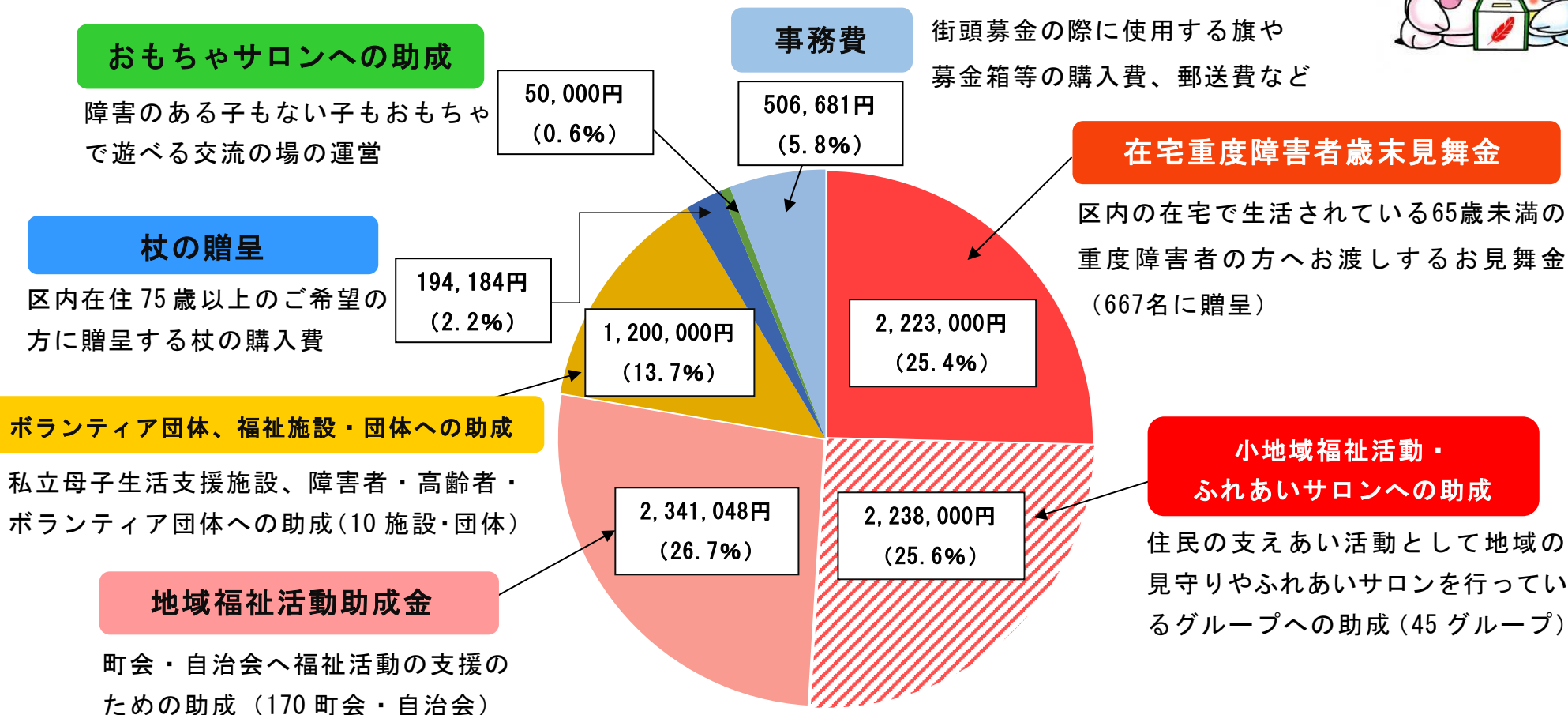
〒162-8953 新宿区神楽河岸 1-1 TEL 03-3268-7186

社会福祉法人 東京都共同募金会

〒169-0072 新宿区大久保 3-10-1 東京都大久保分庁舎 201
TEL 03-5292-3181

昨年度の募金はこのように活用されています

平成29年度募金総額 8,752,913円



【歳末たすけあい運動に対する寄附金の税制上の優遇措置について】

募金をしていただいた方は、日本赤十字社や赤い羽根共同募金など他の寄附金控除対象の寄附金・募金を合算した金額により、確定申告時において所得税の寄附金控除、寄附金税額控除および住民税の寄附金税額控除の対象となります。税制上の優遇措置を受けることを希望される場合は、墨田区社会福祉協議会にご連絡ください。

※株式会社など法人からの募金は、法人税の算出にあたり寄附額を「全額損金」とすることができます。

※税制上の優遇措置の詳しい内容については、東京都共同募金会までお問合せください。